

令和 元年 6 月 1 日

下呂 太郎 様

下呂市長

債権移管予告書兼納付最終催告書

あなたが納付すべき下記の市営住宅使用料について督促状等により催告してきましたが、未だ納付がなく未納となっています。

つきましては、下記の指定期限までに必ず納付してください。なお、納付できない事情がある場合は、下記まで連絡してください。

この通知は、生活課における最終催告となります。

指定期限までに納付、連絡等がない場合は、本件の徴収業務を生活課から債権整理を専門に行う債権管理室へ移管します。

債権管理室では、財産調査及び勤務先への給与照会等を行い、差押え（預貯金・給与・不動産等）又は強制執行等の法的措置の手続きを行います。

記

1. 未納となっている債務及び金額

市営住宅使用料	未納額	500,000円
---------	-----	----------

2. 指定期限

令和元年 6 月 20 日

【連絡先】

〒509-2295

岐阜県下呂市森 960 番地

下呂市役所生活部生活課

TEL : 0576-24-2222

(滞納処分・強制執行通知用)

令和 元 年 7 月 1 日

下呂 太郎 様

下呂市長

債権管理室への移管通知書

あなたが納付すべき下記の使用料等について、その徴収に関する事務を令和元年7月1日付で債権管理室へ移管したので通知します。

この通知をもって債権管理室は、あなたが滞納している使用料等を徴収するため、財産調査を行い、差押え（預貯金・給与・不動産等）又は強制執行等の法的措置の手続きを開始することになります。

また、この通知後に判明したその他市への債務についてもあわせて徴収することがあります。

記

滞 納 債 務	滞 納 金 額
市営住宅使用料	500,000 円
	円
	円

(滞納金額の詳細は別紙のとおり)

【問い合わせ】

〒509-2295 岐阜県下呂市森 960 番地

下呂市役所債権管理室

TEL : 0576-24-2222